

(訳文)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定第十三条に基づく日本国政府とインドネシア共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）政府は、  
二千七年八月二十日にジャカルタで署名された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間  
の協定（以下「基本協定」という。）第十三条の規定に従つて、  
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この取極の適用上、

(a) 「両締約国」とは、日本国及びインドネシアをいい、「締約国」とは、日本国又はインドネシアをい

う。

(b) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びインドネシア政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府

又はインドネシア政府をいう。

## 第二章 税関手続

### 第二条 税関に係る事項における相互支援

1 両締約国政府は、両締約国の関税法令の適正な適用を確保するため、並びに両締約国の関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験並びに税関職員の訓練活動の分野において協力する。

### 第三条 情報通信技術

1 両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

- 2 両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

#### 第四条 危険度に応じた管理手法

- 1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

- 2 両締約国政府の税関当局は、特にセミナー及び研修課程を通じて、両締約国における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

- 3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術について情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

#### 第五条 不正取引の取締り

- 1 両締約国政府の税関当局は、税関官署での通關における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りにして、協力し、及び情報を交換する。

- 2 両締約国政府は、不正な薬物その他の禁制品の取引を防止するため、関税協力理事会の下での地域的な

協力を促進するよう努める。

## 第六条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

## 第七条 情報の交換

1 一方の締約国政府は、他方の締約国政府の税関当局がこの章の規定に従つて当該一方の締約国政府の税関当局に対し秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府の税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2 一方の締約国政府の税関当局は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府の税関当局から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府の税関当局に対し提供する情報を限定することができる。

3 情報を要請する一方の締約国政府の税関当局は、同様の要請が他方の締約国政府の税関当局により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該

要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の税関当局の裁量にゆだねられる。

4 この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に対し提供する情報は、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用される。

5 締約国政府の税関当局がこの章の規定に従つて入手する情報は、当該締約国政府により、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用されなければならない。

6 この章の規定に従つて一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に対し提供される情報を、刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従つて設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7 この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府の税関当局は、他方の締約国政府の税関当局に対する情報の提供が自国の法令によつて禁止されている場合又は当該一方の締約国政府が自己の重要な利益と

両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

#### 第八条 税関手続に関する小委員会

基本協定第五十六条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」といいう。）は、次の職員から成る。

- (a) 共同議長として、日本国財務省及びインドネシア関税・消費税総局の職員
- (b) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員
- (c) インドネシアについては、関税・消費税総局の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

#### 第三章 エネルギー及び鉱物資源

##### 第九条 協力の形態

基本協定第百四条3(b)の規定に従つて、協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (a) 法令に関する意見及び情報の交換を奨励すること。

(b) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

(c) 共同研究、研究集会及び研修を奨励すること。

(d) 共同の事業及び計画の実施を促進すること。

#### 第四章 知的財産

##### 第十条 協力の範囲及び形態

基本協定第百二十二条2の規定に従つて、

- (a) 協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 知的財産の仲介又は実施許諾、知的財産の管理、登録及び利用並びに特許地図の作製
  - (ii) デジタル環境における知的財産の保護
  - (iii) 知的財産に関する教育及び啓発の事業計画
  - (iv) 知的財産の保護に関する制度の運用の更なる近代化
  - (v) 知的財産権の行使の更なる改善
- (b) 協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 情報を交換し、並びに経験及び技能を共有すること。

(ii) 専門家の研修及び交流を実施すること。

(iii) 知的財産権の行使に関する活動について協議を行うこと。

(iv) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第五章 競争

### 第十一条 目的及び定義

1 この章は、基本協定第百二十七条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

2 この章の規定の適用上、

(a) 「競争当局」とは、

(i) 日本国については、公正取引委員会をいう。

(ii) インドネシアについては、事業競争監視委員会をいう。

(b) 「競争法」とは、

(i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下この章において「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii) インドネシアについては、独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関する千九百九十九年の法律第五号（以下この章において「法律第五号」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(c) 「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行うあらゆる審査若しくは捜査又は手続をいうが、次のものを含めない。

- (i) 事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査
- (ii) 経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

## 第十二条 通報

1 一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令に適合する限りにおいて、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼすことがあると認める自国政府の執行活動について、当該他方の締約国政府の競争当局に対

し通報する。

- 2 1の規定による通報は、一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼすことがあることを当該一方の締約国政府の競争当局が了知した場合にできる限り速やかに行う。

### 第十三条 情報交換

一方の締約国政府の競争当局は、適當な場合には、自国の法令に適合する限りにおいて、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連する情報を当該他方の締約国政府の競争当局に提供する。

### 第十四条 執行活動の調整

- 1 両締約国政府の競争当局（以下この章において「両競争当局」という。）は、適當な場合には、相互に関連する事案に關し、それぞれの執行活動を調整することについて検討する。
- 2 1のいかなる規定も、各締約国政府が自國の關係法令を執行し、及び自國の競争政策を実施する権利並びに各締約国政府の競争当局が執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び執行活動を独自に行う権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

## 第十五条 技術協力

- 1 両締約国政府は、両競争当局が競争政策の強化及び競争法の実施に関連する能力開発のための技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。
- 2 1に規定する能力開発のための技術協力活動の形態は、次のとおりとする。
  - (a) 研修のため両競争当局の職員を交流させること。
  - (b) 一方又は双方の競争当局が組織し、又は後援する競争政策の強化及び競争法の実施に関する研修課程において、両競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。
  - (c) 一方の締約国政府の競争当局が、他方の締約国政府の競争当局による自国の消費者、産業界及び関連機関に対する啓発及び教育活動に対して支援を行うこと。
  - (d) 両競争当局が相互に合意するその他の形態に関すること。
- 3 この条の規定に基づく技術協力活動は、各締約国政府の競争当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。
- 4 この条の規定に基づく技術協力活動のその他の詳細については、両競争当局間で合意することができ

る。

## 第十六条 透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次の事項を行う。

- (a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為に対して取り組む自國の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に対し速やかに通報すること。
- (b) 適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し、及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。
- (c) 適当な場合には、当該一方の締約国政府の競争当局の年次報告又はその他の公表資料であつて一般に利用可能なものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

## 第十七条 協議

両競争当局は、いずれか一方の競争当局の要請があつた場合には、この章の規定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても、相互に協議する。

## 第十八条 見直し

1 両締約国政府は、相互の合意により、この章の規定に基づく協力について見直しを行う。

2 1に規定する見直しを行うに当たっては、両締約国政府は、通報、情報交換、執行活動の調整及び技術協力その他のこの章の規定に基づく協力を促進することについて検討することができる。

3 2に規定するいかなる協力の促進も、各締約国の関係法令及び各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で行われる。

#### 第十九条 情報の秘密性

1 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従つて秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。

2 一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 一方の締約国政府又は当該一方の締約国政府の競争当局がこの章の規定に従つて受領する情報（公開情報を除く。）は、

(a) 他方の締約国政府又は当該他方の締約国政府の競争当局が別段の承認を行つた場合を除くほか、当該一方の締約国政府又は当該一方の締約国政府の競争当局により、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用される。

(b) 他方の締約国政府の競争当局が別段の承認を行つた場合を除くほか、当該一方の締約国政府の競争当局により、他の当局又は第三者に伝達されではならない。

(c) 他方の締約国政府が別段の承認を行つた場合を除くほか、当該一方の締約国政府により、第三者に伝達されではならない。

(d) 当該一方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用されではならない。

4 この章の規定に従つて一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公開情報を除く。）を、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従つて設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。

5 3(b)の規定にかかわらず、この章の規定に従つて情報（公開情報を除く。）を受領する一方の締約国政

府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を競争法の執行のために当該一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、3(d)及び4に定める条件に従つて当該情報を使用することができる。

6 この章の他のいかなる規定にもかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によつて禁止されている場合又は自国の重要な利益と両立しない場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、このことに関連し、

(a) 日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」をインドネシア政府に提供することを要しないものとする。

(b) インドネシア政府は、法律第五号第三十九条(3)の規定の適用を受ける「企業秘密」を日本国政府に提供することを要しないものとする。

## 第二十条 連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡は、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第十二条の規定による通報は、外交上の経路を通じ、書面により確認されなければなら

ない。その確認は、該当する連絡が両競争当局間において行われた後、できる限り速やかに行う。

## 第二十一条 雜則

- 1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両競争当局間で行うことができる。
  - 2 この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従つて両締約国政府が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。
  - 3 この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場を害するものと解してはならない。
  - 4 この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいいずれの締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 第六章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進
- 第二十二条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所
- 1 基本協定第百三十三条の規定に基づいて指定される一方の締約国におけるビジネス環境の整備に関する連絡事務所は、次の事項を任務とする。

- (a) 自国の法令その他あらゆる行政上の措置であつて、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼす  
おそれがあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情、照会及び協議の要請を受領すること。
- (b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会及び協議の要請を送付すること。
- (c) 自国の関係当局から、合理的な期間内に、適當な場合には書面にて、十分な説明、理由及び法的根拠  
(該当する場合に限る。) を付した回答を求めること。
- (d) 苦情、照会又は協議の要請を提出した他方の締約国の企業に対し、自国の関係当局からの回答を送付  
すること。
- (e) 自国の関係当局と協力して、他方の締約国の企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。
- (f) ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会に対し、ビジネス環境の  
整備に関連する(a)から(e)までに規定する任務の遂行について所見を報告すること。
- 2 1の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限する  
ものと解してはならない。

## 第一節 製造業の分野における協力

### 第二十三条 基本原則

両締約国政府は、各締約国の国民経済の活力及び競争力を高める上で製造業が果たす基本的な役割を認識して、基本協定第十三章の規定に従い、両締約国の製造業の発展を促進することに協力する。

### 第二十四条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 製造業の競争力の強化（特に経営、技術、研究開発活動及び産業用の規格を含む。）
  - (ii) 製造業に関連する人材養成
  - (iii) 製造業の基盤の改善
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 共同研究を促進すること。
  - (ii) 専門家の訪問及び交流並びに知識及び技術の交流を奨励し、及び円滑にすること。

(iii) 能力開発を促進すること。

(iv) セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。

(v) 兩締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第二節 農業、林業及び漁業の分野における協力

### 第二十五条 基本原則

兩締約国政府は、食糧安全保障、農業の多面的機能並びに農業、林業及び漁業の持続可能な発展並びに農村地域の人々の福祉の促進が重要であることを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、農業、林業及び漁業の分野において、相互の利益の原則に基づき協力する。

### 第二十六条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 天然資源の効率的かつ持続可能な利用
- (ii) 農業、林業及び漁業に関連する人材養成

(iii) 農業、林業及び漁業に関連する技術の開発及び促進

(iv) 市場の基盤の改善（農業及び漁業に関連する市場情報の収集及び普及を含む。）

(v) 農業、林業及び漁業の分野における生産性及び品質の向上

(vi) 農村地域の人々の福祉の促進

(b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 意見及び情報を交換すること。

(ii) 専門家、知識及び技術の交流を奨励すること。

(iii) セミナー、共同研究、研修及び研究集会の開催を促進すること。

(iv) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

### 第三節 貿易及び投資の促進の分野における協力

#### 第二十七条 基本原則

1 両締約国政府は、企業間の交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の共同の努力が両締約国間の貿易及び投資を一層促進する触媒として作用することを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、両締

約国の企業の補完性を高めるために、両締約国の企業による貿易及び投資の活動を促進することに協力する。

2 両締約国政府は、日本国 の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）とインドネシアの商業省輸出振興庁（NAFED）又はインドネシア投資調整庁（BKPM）との間の取決めに従つて行われる協力を奨励し、及び円滑にする。そのような協力は、関連する機関（民間部門の機関を含む。）と共同して実施することができる。

## 第二十八条 協力の形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (a) 両締約国の貿易、投資及び事業に関連する法令並びにビジネス環境に関する情報を交換し、及び共有すること。
- (b) 貿易及び投資を促進するために専門家及び研修生の交流を行うこと。
- (c) 貿易及び投資の更なる拡大のために、使節団、セミナー及びビジネス会議を組織すること。

(d) 貿易見本市を組織し、又はこれに参加すること。

(e) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

#### 第四節 人材養成の分野における協力

##### 第二十九条 基本原則

両締約国政府は、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識して、両締約国の産業の生産性及び競争力の向上（技術移転の奨励を通じて行われるものと含む。）のため、基本協定第十三章の規定に従い、人材養成の分野において協力する。

##### 第三十条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 高度な知識及び技能を有する人材の養成
  - (ii) 技術訓練及び職業訓練
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 意見及び情報を交換すること。

(ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

(iii) 企業内研修及び研修のための機会を提供し、及び促進すること。

(iv) 両締約国の事業体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。

(v) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第五節 観光の分野における協力

### 第三十一条 基本原則

両締約国政府は、観光が両締約国の国民の間の相互理解の増進に寄与し、及びそれぞれの経済にとって重要な産業であることを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、両締約国の観光の分野において協力する。

### 第三十二条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

(a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 観光の促進

(ii) 観光に関連する人材養成

(iii) 観光の持続可能な発展

(b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

(iii) セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。

(iv) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第六節 情報通信技術の分野における協力

### 第三十三条 基本原則

両締約国政府は、情報通信技術が急速に発展し、並びに持続可能な経済的及び社会的発展を助長し、健全な事業慣行を促進し、並びに両締約国政府、両締約国の民間部門その他の非政府機関の間の協力関係を可能とする上で重要な役割を果たしていることを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、情報通信技術の基

盤、情報通信技術関連サービス及びデジタルコンテンツの発展並びに情報通信技術部門における人材養成に向けた活動を両締約国において促進し、及び実施することに協力する。

### 第三十四条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
  - (i) 次世代インターネット、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
  - (ii) 情報通信技術関連サービスの利用
  - (iii) 電子商取引（電子署名のための認証当局による認定手続の円滑化を含む。）
  - (iv) ブロードバンドネットワーク上のデジタルコンテンツの流通
  - (v) 農村地域におけるネットワーク基盤の更なる開発（テレンセンターを含む。）
  - (vi) 情報通信技術に関する人材養成
  - (vii) 情報通信技術の研究開発に係る協力
  - (viii) 情報通信技術を活用した災害管理（津波警戒システムを含む。）

(b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 政策事項に関する情報を交換すること。
- (ii) 専門家の訪問及び交流並びに知識及び技術の交流を奨励し、及び円滑にすること。
- (iii) セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
- (iv) 兩締約国の民間部門の間の協力を促進すること。
- (v) 情報通信技術に関する国際的な場における協力を促進すること。
- (vi) 兩締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第七節 金融サービスの分野における協力

### 第三十五条 基本原則

両締約国政府は、知識及び技能を向上させ、並びに経験を交換することが重要であることを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、金融サービスの分野における協力を促進する。

### 第三十六条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

(a)

この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 健全な信用秩序の維持のための政策の実施及び一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国において業務を行うものに対する効果的な監督の強化

(ii) 金融サービスにおける国際化に関連する問題への適切な対応

(iii) 金融市場の適正な革新を抑制しない環境の維持

(iv) 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻<sup>たん</sup>等の金融危機（システム・リスク）を最小化し、及び危機発生時の波及効果を抑制するための世界的な金融機関に対する監督

(b)

この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 情報の交換並びに経験及び技能の交流（金融サービスの発展に関連する活動に関するものを含む。）を行うこと。

(ii) 研修を促進すること。

(iii) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第三十七条 金融サービスに関する対話

1 両締約国政府は、金融サービスの分野における協力を促進するため、両締約国政府が合意する時期及び場所において、金融サービスに関する事項についての対話を実施する。

2 1の規定の適用上、討議する問題には、次の事項を含める。

(a) 金融部門における技術の進歩によつてもたらされる国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の不確実な傾向に対応するための全般的な政策要件

(b) 両締約国それぞれの金融機関に対する規制に関する政策

(c) 一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国において業務を行うものに対する監督及び検査

(d) 各締約国の法令並びに当該法令の適用及び執行の透明性

(e) 金融サービスの分野における協力に関するその他の問題

3 この条の規定に基づく対話の所見及び結果は、必要な場合には、協力に関する小委員会に報告することができる。

4 (a) この条の規定に基づく対話には、次の職員が出席する。

(i) 日本国については、金融庁及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関する必要

な専門知識を有する他の政府職員

(ii) インドネシアについては、インドネシア銀行及び財務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(b) この条の規定に基づく対話には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

#### 第八節 環境の分野における協力

##### 第三十八条 基本原則

両締約国政府は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進するための能力を強化することが重要であり、並びに環境に関する二国間及び多数国間の取極又は取決めが重要な役割を果たすことを認識して、基本協定第十三章の規定に従い、環境の分野において協力する。

##### 第三十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第百三十五条の規定に従つて、

(a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 環境の保全及び改善

(ii) 持続可能な開発の促進（低排出型の開発の制度のような気候変動に対処するための措置を含む。）

(b) この節の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 政策、法令及び技術に関する情報を交換すること。
- (ii) セミナーの開催を促進すること。
- (iii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
- (iv) 環境上適正な技術に関する知識の移転を奨励し、及び円滑にすること。
- (v) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

## 第八章 最終規定

### 第四十条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従つて、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

#### 第四十一条 見出し

この取極中の章、節及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

#### 第四十二条 改正

この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。両締約国政府は、いづれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

#### 第四十三条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

#### 第四十四条 紛争解決

基本協定第十四章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用から生ずる両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千七年八月二十日にジャカルタで、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

安倍晋三

インドネシア共和国政府のために

S・B・Yudhoyono